

帝紀及び列伝に見る『今鏡』の時代区分意識

小笠原愛子

The Way of Periodization Considered with Biographies of Emperors and Ministers in “*Imakagami*”

Aiko OGASAWARA

Abstract

“*Suberagi*”, the biographies of Emperors of “*Imakagami*”, consists of three volumes, which reflects the way of its periodization; the first volume is set in the *Sekkan*-period, and the others called ‘*Chikakiyo* (the near past)’ and ‘*Imanoyo* (the present time)’ are set in the *Insei*-period. These biographies are divided the three volumes by who has the power to select the Emperor’s successor or the mother to procreate the successor. This way of periodization accords with that of Ministers’ biographies in “*Imakagami*”. *Sekkan* have a great power to select the successor in the first volume. Retired emperors have the power in the middle one, and they even decide who should procreate the successor in the last one.

Keywords: Gosanjyoin 後三条院, Shirakawain 白河院, Tobain 鳥羽院, Bifukumonin 美福門院, Goshirakawain 後白河院, Sekkan-period 摂関期

1. はじめに

『今鏡』の帝紀は上中下の三巻に分けられており、概ね上巻が摂関期に、中巻以降が院政期に相当するであろうことが既に指摘されている。⁽¹⁾しかし、中下巻を分ける基準や各時代に対する認識についてはなお分明でない点がある。本稿では、『今鏡』が帝紀各巻に配した時代をどのように理解していたのかを確認し、『今鏡』の時代認識の一端を明らかにしたい。

2. 帝紀上巻と中巻—摂関期と院政期—

『今鏡』帝紀の中巻巻頭の章は後三条帝紀

であり、藤氏大臣伝において「近き世」の始まりとされるのは、後三条と連携していた師実である。『今鏡』は、帝紀においては後三条帝代、藤氏大臣伝においては師実の時代を、院政期の始まりと位置づけていると考えられる。

2.1. 後三条帝紀における皇嗣決定への注目

『今鏡』の帝紀は原則として1帝に2章を充てる中、後三条帝紀には3章が充てられており、その点からも後三条の重要性は明らかである。それに加えて注目すべきは、後三条帝紀が上中巻に跨って置かれているという現象で、これは意図的に為された配置であると

考えられる。以下が帝紀の巻と章である。

《帝紀「すべらぎ」の巻分け・章立て》

〈すべらぎ上巻〉

- ①「雲居」 ②「子の日」(後一条帝紀)
- ③「初春」 ④「星合」(後朱雀帝紀)
- ⑤「望月」(上東門院伝)
- ⑥「菊の宴」 ⑦「黄金の御法」(後冷泉帝紀)
- ⑧「司召し」(後三条帝紀)

〈すべらぎ中巻〉

- ①「手向け」 ②「御法の師」(後三条帝紀)
- ③「紅葉の御狩」 ④「釣りせぬ浦々」(白河帝紀)
- ⑤「玉章」 ⑥「所々の御寺」(堀河帝紀)
- ⑦「白河の花の宴」 ⑧「鳥羽の御賀」(鳥羽帝紀)
- ⑨「春の調べ」 ⑩「八重の潮路」(崇徳帝紀)

〈すべらぎ下巻〉

- ①「男山」 ②「虫の音」(近衛帝紀)
- ③「大内わたり」 ④「内宴」(後白河帝紀)
- ⑤「乙女の姿」(二条帝紀)
- ⑥「鄙の別れ」(二条帝紀・保元の乱)
- ⑦「花園の匂ひ」(二条帝紀・六条帝紀)
- ⑧「二葉の松」(高倉帝紀)

上巻巻末には主に東宮時代を語る「司召し」章が置かれ、中巻巻頭で後三条即位が語られるという配置である。『今鏡』は後三条帝の即位を以て新時代の幕開けと見なしており、そのような意識は中巻巻頭「手向け」章の冒頭文にも表れている。

《後三条帝紀中巻巻頭章「手向け」冒頭》

この帝世をしらせ給ひて後、世の中みな治まりて、今に至るまでそのなごりになむ侍りける。 (上124)⁽²⁾

後三条の治世から「今に至るまでそのなごり」であるという言は、撰関ではなく院が決定権を持つ状態に対するものと考えられる。後三条の次代白河の帝紀には、白河が若年から長きにわたって院政を布いたことを語るに際し、「先の御なごりにて、一の人のわがままに行ひ給ふもおはせねば」(上147)と撰関が権限を持つことがなかったのは先代後三条の御代からであると述べており、『今鏡』

が後三条帝代とそれ以前の違いを、「一の人のわがままに行ひ給ふ」か否かという点に見出していることがわかる。

また後三条の生前譲位は、「位の御時、よろづしたためおかせ給ひて、東宮に位譲り申させ給ひて」(上131)と、全てを決めおいてからの譲位であることが特に取り上げられている。これは、後三条が息白河に譲位するに際して、実仁(白河異母弟)を東宮に立て、更に自らの崩御にあたっては実仁の同母弟輔仁を次の東宮に立てよと遺詔した事実に対応する。

河内祥輔氏は、院政の本質について「(院が)皇位継承を自己の意思によって実現するのが「院政」である」という論を提示し、「院政」と呼びうる最初の例は宇多であることになろう」と述べられた。⁽³⁾ 上皇が皇嗣決定権を有するのが院政であるとするならば、譲位後4年で崩御した後三条も、皇嗣を定めおいたという点で院政を布いたといい得るであろう。宇多による院政が次代醍醐以降に引き継がれることはなかったのに対し、後三条以降は上皇による皇嗣決定が恒常化するのであり、「この帝世をしらせ給ひて後……今にいたるまでそのなごりになむ侍りける」という前掲の文言は、それを含んでのものと考えられる。

『今鏡』が皇嗣決定の在り方に注目していることは各所に見え、『今鏡』における「逸話としては実質的に最初に登場するもの」「今鏡作者にとって、実質的に最初の物語」⁽⁴⁾とされるのも、後三条立太子の経緯を語る逸話である。

《後三条帝紀「司召し」冒頭》

この次の帝は、後三条院にぞおはしましし。まだ親王におはしましし時、父の帝後朱雀院、先の年の冬よりわづらはせ給ひて、正月の十日あまりの頃、位去らせ給ひて、みこの宮に譲り申させ給ふ事ばかりにて、東宮立たせ給ふ事は、とも

かくもきこえざりけるを、能信ときこえ給ひし大納言は、宇治殿などの御弟の高松の御腹におはせしが、お前に参りて、「二の宮をばいづれの僧にかつけ奉るべき」ときこえ給ひけるに、「坊にこそは立てめ。僧にはいかがつけむ。関白（＝頼通）の『東宮の事はしづかに』といへば、後にこそは」と仰せられけるを、「今日立たせ給はずは、かなふまじきことに侍り」と申し給ひければ、「さは今日」とてなむ、東宮には立たせ給ひける。やがて大夫には、その能信の大納言なり給ひき。君の御ため、たわみなくすすめ奉り給へりけむ、いとありがたし。されば白河の院は、まことにや、「大夫殿」とぞ仰せられけるとぞ、人は申し侍りし。二の宮とは後三条院の御事なり。

この帝、後朱雀院の第二の皇子におはします。御母太皇太后宮禎子の内親王と申す。陽明門院この御事なり。寛徳二年正月十六日、東宮に立たせ給ふ。治暦四年四月十九日、位に就かせ給ふ。御齡三十五。（上 106～109）

帝紀上巻巻末に置かれた後三条帝紀「司召し」章の、冒頭に置かれたこの逸話は、死の床で讓位する父帝後朱雀、後三条立坊を阻もうとする関白頼通、後朱雀の意を汲んで忠言する能信という三者の思惑と決断を会話文によって活写し、白河が、能信への恩義から敬意を払ったという逸話を添えて、からくも実現された後三条立坊の内幕を伝えている。このような具体的で臨場感を持つ場面描写は、『今鏡』においては少なく、当該箇所、つまり後三条帝紀より前には見られない。『今鏡』における「最初の逸話」「最初の物語」とされた先学の指摘は首肯すべきである。

上記に加えて、この逸話の配置も注目すべきである。『今鏡』の帝紀冒頭の形式はほぼ一定しており、以下に一例として引く後冷泉帝紀のように「次の帝……」或いは「○○の

帝は……」と語り起こして、父帝→母后→生誕年月日→（親王宣下）立太子年月日→即位年月日の順に列挙した後に、具体的な記事が取り上げられている。これは『大鏡』の帝紀を踏襲した形式であり、その点からもこちらが定型である。

《後冷泉帝紀「菊の宴」冒頭》

この次の帝は後冷泉院と申しき。後朱雀院の第一の皇子、御母、内侍督、贈皇太后嬉子ときこえき。入道太政大臣の第六の御女なり。上東門院の同じ御はらからにおはします。この帝、万寿二年乙丑歳八月三日生まれさせたまへり。長暦元年七月二日御元服。やがて三品の位賜らせ給ふ。八月十七日東宮に立たせ給ひき。寛徳二年正月十六日位に就かせ給ふ。御齡廿一にぞおはしましし。（上 88）

後冷泉帝紀冒頭と後三条帝紀冒頭を比較すると、先に引いた後三条帝紀の下線を付した部分が、『今鏡』の通常の帝紀の冒頭に相当することがわかる。後三条帝紀は、『今鏡』の定型の帝紀の前に立太子の経緯を語る逸話を割り込ませている。後三条が時の関白頼通の意に反して立太子された経緯は、その出色の描写だけでなく、特に帝紀に先立って語られるべきこととして特殊な配置がなされているという点からも、通常の帝紀と並列に語ることはできない重みを有している。

2.2. 師実伝に見る『今鏡』の撰関期観

藤氏列伝「ふちなみ」巻においては、後三条帝と連携して東宮時代の白河に養女賢子を入内させ、院政に協力的であったとされる師実が時代の画期と目されており、そのことは師実伝の配置とその冒頭によって明らかである。以下に藤氏伝「ふちなみ」上中巻の巻と章の一覧、及び各章の冒頭を挙げる。⁽⁵⁾

《「ふちなみ」上中巻の巻・章》

〈ふちなみ上巻〉

①「藤波」（道長子女）

世継は、入道太政大臣の御榮を申さむとて……

- ②「梅の匂ひ」(頼通)
関白前太政大臣頼通の大臣は……
- ③「伏見の雪の朝」(頼通の諸男子)
大將殿の他の君たちは……
- ④「雲のかへし」(頼通の女子)
宇治の太政大臣の御女は……
- ⑤「白河のわたり」(教通)
鷹司殿の御腹の第二の御子にては……
- ⑥「はちすの露」(教通の諸男子)
四条の大納言の女の御腹に……
- ⑦「小野の御幸」(教通の女子)
大二条殿の女君は……
- ⑧「薄花桜」(師実)
昔は世も上がりて……
- ⑨「波の上の杯」(師通)
この大殿の御末広くおはしますさまは……
- ⑩ 宇治の川瀬 (忠実)
後の二条殿の御次には……
- 〈ふちなみ中巻〉
- ①「御笠の松」(忠通)
近くおはしましし法性寺の大臣は……
- ②「菊の露」(忠通の信仰)
法文の方は……
- ③「藤の初花」(基実・基房)
摂政前の左大臣とて、近くおはしまししは……
- ④「浜千鳥」(忠通の諸男子)
この近くおはしましし入道太政大臣、御心の……
- ⑤「使合」(忠通の女子)
かの帝位下りさせ給ひしかば……
- ⑥「飾太刀」(忠実末裔)
富家の入道大臣の御子は……
- ⑦「苔の衣」(師通の男子)
後の二条殿の御子には、富家の太政大臣、……
- ⑧「花の山」(師実の諸男子)
大殿の男君達は、後二条殿、次に……
- ⑨「水荃」(師実末裔)
四条の民部卿の御子には……
- ⑩「故郷の花の色」(師実僧公達)
大殿の僧君たちは、……
- 撰関期、つまり帝紀上巻に相当する時代は、

〈①道長子女の章→②頼通の章→③④頼通子女の章→⑤教通の章→⑥⑦教通子女の章〉と撰関となった大臣の伝の後にその子女を語っており、『大鏡』藤氏伝に倣った配列がなされているが、師実以降の章は配列が一変して、〈⑧師実の章→⑨師通の章→⑩忠実の章→中①②忠通の章→③基実・基房の章〉と撰関を就任順に語った後に、〈④⑤忠通子女の章→⑥忠実子女・末裔の章→⑦師通子の章→⑧⑨⑩師実子女・末裔の章〉という順で、つまり代を遡って撰関の諸子女の章を配置している。

配置の上で転換点である師実の伝「薄花桜」章は、冒頭文も他の列伝とは異なっている。《師実伝「薄花桜」冒頭》

昔は世も上がりて、うち続きすぐれたるは申すべきならず。またとりわき、御能などは別のことにて、近き世の関白には、大殿とて、叔父の大二条殿の次に一人におはしまししこそ、御みめも心ばへも、末栄えさせ給ふことも、すぐれておはしまししか。 (上 438)

師実伝冒頭文は「昔は世も上がりて」と一度これまでをふりかえった上で、改めて「近き世の関白」と師実を位置づけ、時代の移り変わりを意識させる文言で語り始められている。藤氏伝における師実は、帝紀における後三条に対応し、新時代の始まりに位置づけられている。

ここで「昔」つまり撰関期について、「世も上がりて」と評していることに注意したい。「世」が「上が」っているという言葉自体は、単に「往古」「昔」という意味でも用いられているが、ここでの「昔は世も上がりて」という言葉づかいは、「昔」に対する何等かの評言として用いられていると考えられる。

撰関期を、「世」が「上が」っている時代であると評する言葉づかいは、これ以前の章でも用いられており、そこには、『今鏡』における撰関期観とでもいべきものが見出だ

される。次に引くのは、師実が頼通の庶子でありながら摂関となった強運を、不遇に終わった同母兄との対比で述べる箇所である。

《頼通庶子伝「伏見の雪の朝」冒頭》

大将殿（＝通房）のほかの君達は、大殿（＝師実）のひとつ御腹におはしましき。大殿の御末こそは、今に一の人つがせ給ふめれ。その御報に押されて、大将殿もとく薨れ給ひにけるにこそ。……（中略）……伏見の修理の大夫俊綱ときこえし人も、ひとつ腹におはしき。その御母は贈二位、讃岐の守俊遠とあひ具し給へりければ、俊綱の君御子におはしけれど、けざやかならぬほどなりければにや、なほ俊遠のぬしの子の定にて、橘の俊綱とてぞおはせし。後になほ殿（＝頼通）の御子とて、藤原になり給へりき。直衣など着られけるをも、橘直衣とぞ人は申しける。まめやかになりて後、大殿（＝師実）、宇治の大僧正（覚円）、四条宮（＝寛子）などは、同じ御腹なれど、修理の大夫（＝俊綱）は下臈にてやみ給ひにしぞかし。上達部にだにえならざりける、なほ世の上りたるにや、からくやおほしけむとぞ覚え侍りし。（上 389）

嫡子ではない師実が頼通の嗣子とされたのは、頼通の正妻隆姫に子が無かったこと、頼通の嗣子通房が師実誕生の二年後に夭折したことなど偶然の重なりによるものである。⁽⁶⁾ここでは、師実がそのような異例のなりゆきによって「一の人」となったことを彼の「御報」と捉え、それと対比して、師実の同母兄である俊綱が頼通の子と認められず上達部にさえなれずに終わったこと⁽⁷⁾に同情を示し、その理由を、「なほ世の上りたるにや」つまり摂関期であったためかと推しはかっているのである。

これに続けて、後三条が東宮時代に侍従内侍（平親子）に産ませた落胤である藤原有佐の逸話が語られている。

《後三条落胤藤原有佐》

されども、近江守有佐といひし人は、後三条の院のまことには御子ときこえしかど、讃岐の守顕綱の子にてこそやまれにしか。有佐といふ名も、帝の御手にて扇に書かせ給ひて、母の侍従の内侍に給へりけり。堀河の左の大臣は、「中務の少輔有佐が道にあひておひて居たりつるこそ、いとほしくおほえつれ。院に違はず似奉りたるさまなどありけり」ときこえしかど、それはさてこそ生まれにしか。この修理の大夫は、橘を變へられにしかば、なほ関白の御子なるべし。（上 390）

俊綱と有佐の逸話は、いずれも尊貴な父の子でありながら、出生時の母の地位の為に実父の子として遇されなかった庶子の不運として関連づけられている。ここで注目されているのが、いわば非嫡出の子の処遇であることが知れる箇所である。

有佐は藤原顕綱の養子とされ、『今鏡』が「さてこそ生まれにしか」と述べるように、皇胤として扱われることなく受領階級の一貴族として生涯を終えている。有佐の生母侍従内侍も后妃として遇されてはいない。なお、『尊卑分脈』によれば『今鏡』作者為経の父方の祖母は有佐女であるから、全くの他人よりは、有佐周辺の事情をよく心得ていたかもしれない。

これは、後三条が即位後に女房源基子との間に儲けた皇子が、女御の産んだ皇子と同様に遇されて親王宣下の後に東宮となり、生母基子の身分も出産後に女御に昇格されたこととは対照的な在りようである。後三条が女房或いは女官に産ませた子の扱いがその東宮時代と即位後で大きく異なっていることについては、伴瀬明美氏により「摂関期から院政期における後宮の変化」⁽⁸⁾として論じられている。氏は、摂関期であれば、正式の入内を経た「正妃」以外の女房や女官が天皇の子を産んでも「なかったこと」にされており、「摂

関期の諸天皇は、どの皇子を皇嗣にするかを主体的に決定できないのみならず、その皇子を産む女性の選択においてすら（摂関を中心とする貴族達の）制限を受けていた」とされた。そして転換点は後三条であり、後三条が女房源基子の産んだ皇子を「認知」し、基子を女御に昇格させたことは、「摂関体制」を維持する前提である摂関期の後宮秩序そのものを打破したことであり、「この意味でこそ、後三条は「摂関政治」にピリオドを打った天皇であったといえるのではないだろうか」とされた。

『今鏡』には、「みこたち」巻という、正式の入内を経ていない女性を母とする親王達を語る巻が置かれ、その巻頭は源基子所生の後三条皇子から語り始められている。伴瀬氏が指摘された後三条即位を画期とする後宮の変化は、ここにも反映されている。

また『今鏡』には、『大鏡』にはなかった源氏大臣の列伝「むらかみの源氏」巻が置かれ、その源氏列伝は、白河中宮賢子の実父顕房を中心として構成されている。源氏伝「むらかみの源氏」巻冒頭部分には、この章が立てられた大きな理由が賢子の存在であったことが明言されている。

《源氏伝「むらかみの源氏」冒頭》

藤波の御流れの榮え給ふのみにあらず、帝、一の人のはなれぬ方には、近くは源氏の御流れこそ、よき上達部どもにておはすめれ。堀河の帝の御母賢子の中宮は、大殿（＝師実）の御子にて参り給ひつれど、誠には六条の右の大臣（＝源顕房）の御女なり。後の御ことは、帝の御ついでに申し侍りぬ。その御ゆかりの有様、…（下 170）

賢子は藤氏伝において「近き世の関白」とされていた師実の養女であり、後三条と師実の連携により、後三条帝代に東宮時代の白河に入内した后である。

藤氏伝においては、後三条と連携した師実

が時代の転換点に位置づけられていたことを先に確認した。源氏伝は、後三条と師実の連携によって中宮となった賢子の存在によって立てられ、諸親王の伝記も、後三条皇子から語り始められている。帝紀の上巻と中巻に跨る後三条帝の御代を「今に至るまで」続く近代の始まりとみなす時代認識は、藤氏伝・源氏伝・諸親王伝の構成にも現れているのである。

3. 中巻と下巻

——「近き世」と「今の世」——

『今鏡』の現在である嘉応2年（1170）は後白河院政下であり、後白河帝紀冒頭には、後白河帝代以降を「今の世」と見なす認識が明言されている。

《後白河帝紀「大内わたり」冒頭》

過ぎたる方のことは、遠きも近きも見および聞きおよぶほどの事申し侍りぬるを、今の世のことは憚り多かる上に、誰かはおぼつかなく思されむ。しかあれども、この続きなれば申し侍るになむ。（上 308）

『今鏡』における当代の治天君である後白河以降が「今の世」とされていることは極めて自然である。福田景通氏は、「崇徳あるいは後白河院の治世以降は「この世」「今の世」と呼ばれて、「近き世」と一括される後三条帝から鳥羽院政までの期間と識別されているのも明らかである」とされた。⁽⁹⁾しかし、「今の世」の始まりとされている後白河の帝紀は、下巻巻頭に置かれているわけではない。下巻巻頭に置かれているのは、後白河の先代である近衛の帝紀である。

後三条帝紀が帝紀上巻と中巻に跨って置かれ、しかも摂関期である後三条の東宮時代を語る「司召し」章を上巻末尾に、院政期の始まりともいふべき即位後の治世を語る「手向け」章を中巻巻頭に置くという、時代区分を反映した配置がなされていたことに鑑みれ

ば、やはり帝紀中巻と下巻を分ける上でも、上巻と中巻のような時代区分意識が存在したであろうと考えられる。『今鏡』においては、下巻巻頭に二章を置かれた近衛帝紀の語る時代は「今の世」に繋がる時代であり、中巻巻末の崇徳帝代は「今の世」とは異なる時代と見なされているのではないだろうか。

3.1. 美福門院と鳥羽院政

帝紀下巻の巻頭に置かれた近衛帝紀は、殆ど母后美福門院の一代記の様相を呈している。次に引くのは近衛帝紀冒頭である。母后美福門院が父院鳥羽に入侍し、篤く寵愛されたことを『源氏物語』『桐壺』に準えて語っている。

《近衛帝紀「男山」章冒頭 美福門院入侍》

鳥羽の帝、位の御時より参り給へりし
后（＝待賢門院）は、みこたちあまた生
み奉りて、位下りさせ給ひしかば、女院
と申しておはしましき。法皇（＝白河院）
の養ひ奉りてかしづき給ひしに、法皇お
はしまさで後、宇治の後（＝高陽院藤原
泰子）参り給ひて、御方々いどましげな
れども、院（＝鳥羽院）はいづかたにも
うときやうにてのみおはしまししに、忍
びて参り給へる御方（＝美福門院）おは
して、いづこにも離れ給はず。やや朝政
事もなかるべし。いとやむごとなき際に
あらねど、中納言にて御親はおはしける
に、母北の方は、源氏の堀河の大臣の御
女におはしける上に、類ひなくかしづき
きこえて、ただ人にはえ許さじともてあ
つかひてなむ。（上 270）

帝紀冒頭部分では近衛はまだ生まれておらず（近衛の誕生が語られるのは、「男山」章も半ばを過ぎた辺りである）、鳥羽の治世下であることが述べられている。近衛帝紀は、その二章を通じて、院近臣の娘（それも父を喪っている）に過ぎなかった美福門院が、鳥羽の寵愛によって女御から皇后へ、最終的には国母女院にまで上り詰めてゆく様を語っ

ていく。ここでは近衛の立太子や即位だけでなく、近衛が夭折した際の次帝選定や、鳥羽崩御に際しての遺詔まで、全てが鳥羽の美福門院寵愛故になされたこととして語られている。それは近衛帝代が鳥羽院政下であり、近衛が父院鳥羽の意思で選ばれた帝であったことの反映である。

《近衛帝紀「虫の音」近衛崩後の次帝選定》

さりとてあるべきにあらねば、鳥羽の院には、次の帝定め申させ給ふに、まことにや侍りけむ、女院の御ことのいたはしさにや、姫宮（＝美福門院所生、八条院暁子内親王）を女帝にやあるべきなどさへはからせ給ひ、又、仁和寺の若宮（＝美福門院養子、覚性親王）をやなど定めさせ給ひけれど、ことはりなくて一日は過ぎて、世の中思ほしめし倦みにたる御有様なるべし。（上 288）

帝紀下巻巻頭におかれた近衛帝紀は、鳥羽の美福門院寵愛から語り起こされ、ここでは、父院鳥羽の決定は全て美福門院への寵愛故とされている。帝紀下巻は鳥羽の治世に始まる時代であり、『今鏡』に語られる美福門院は、鳥羽と一体化し鳥羽の意思を体現する存在である。彼女は鳥羽崩後にはその権威を引き継ぎ、治天君にも近い地位を占めるのであり、帝紀上巻が後三条に始まる白河院政の時代を語っていたのに対し、帝紀下巻は鳥羽と美福門院に始まる時代を語っているといえる。

3.2. 美福門院と後白河院

近衛の崩後、鳥羽は美福門院に養育されていた二条の即位を決める。しかし二条の実父後白河が健在であるにもかかわらずその父を差し置いて子の二条が即位することには無理があるため、二条への早期の譲位を前提として、父後白河がいわば中継ぎとして即位することになった。⁽¹⁰⁾ その際、後白河と美福門院、及び二条と美福門院所生八条院の間に擬制的な母子関係が結ばれたことが、後白河帝紀後半「内宴」章の冒頭に述べられている。

《後白河帝紀「内宴」冒頭 朝覲行幸》

かくて年もかはりぬれば、朝覲の行幸、美福門院にせさせ給ふ。まことの親子におはしまさねども、近衛の帝おはしまさぬ世にも、国母になぞらへられておはします、いとかしこき御榮えなり。又東宮(=二条)行啓ありて、姫宮(=美福門院所生、八条院暲子内親王)御母にて拝し奉らせ給ふ。その姫宮と申すは、八条院と申すなるべし。 (上317)

後白河の美福門院への朝覲行幸と、後白河の息である東宮(後の二条)の美福門院所生八条院への朝覲行啓が述べられている。天皇に准母が立てられることは、その天皇の母系尊属の系統が設定されることを意味しており⁽¹¹⁾、この時後白河は、美福門院を母として、つまりは鳥羽・美福門院の皇統に属する天皇として即位したことになる。

実際にはこのわずか1ヶ月後、後白河は同母姉である上西門院統子内親王を自らの准母として立后して自らを白河・待賢門院の皇統に位置づけ、鳥羽・美福門院の皇統と決別する意思を明らかにするのだが⁽¹²⁾、後白河帝紀はそれを語らない。⁽¹³⁾ 後白河帝紀では、美福門院と後白河、八条院と二条の間に、擬制的な母子関係が結ばれたことのみが語られている。

後白河帝紀は、冒頭で生母待賢門院の名を挙げるものの、帝紀末尾では母后に言及しておらず、その末尾もしくは後に母后への言及を持たない唯一の帝紀である。『今鏡』帝紀は、基本的に(長短精粗の差は著しいものの)帝紀末尾に母后の伝を置くという形式をとっている。末尾が母后伝となっていない帝紀は、後白河帝紀以外にも後一条・後朱雀の帝紀が見られるが、後一条・後朱雀両帝の母后上東門院の伝は「望月」章として独立し、後朱雀帝紀の後に置かれている。『今鏡』において、末尾或いは後に母后伝を持たない帝紀は後白河帝紀のみということになる。しかも後白河

帝紀においては、後白河の実母である待賢門院の存在感が薄められるだけでなく、美福門院との擬制的母子関係が強く印象付けられているのである。

3.3. 待賢門院と白河院政

後白河の先々代である崇徳の母后も待賢門院であり、崇徳帝紀の末尾には待賢門院の伝が語られている。しかし待賢門院と同じく二代の帝母となった上東門院の伝である「望月」章は、先述のように後一条帝紀ではなく後朱雀帝紀の後に置かれている。また『今鏡』が枠組みとして踏まえた『大鏡』の帝紀においても、二代の帝母である大后穩子と中后安子への言及は、それぞれ所生二帝のうち後から即位した村上帝紀と円融帝紀の後に置かれている。母后を同じくする帝が二人いる場合には、後に即位した帝の帝紀の後に母后伝を語るのが基本形で、待賢門院が所生二帝のうち先に即位した崇徳の帝紀に語られていることは、母后伝の配置としては特異である。

待賢門院が崇徳帝紀に母后としての伝を語られ、後白河帝紀では存在感を薄められている理由は、彼女が白河の皇統に属する母后だったからであろう。崇徳帝代は白河院政下であり、待賢門院所生崇徳の即位も、父院鳥羽ではなく、待賢門院の養父白河の意思によるものである。先に引いた近衛帝紀冒頭にも、待賢門院について、「法皇(=白河院)の養ひ奉りてかしづき給ひしに」と彼女の背後に白河が在ったことに言及しているし、崇徳帝紀末尾でも「おなじ国母と申せども、白河の院、御女とて養ひ申させ給ひたれば、並びなく榮えさせ給ひき。まして院号の始めなどは、いかばかりかもてなしきこえさせ給ひし」(「八重の潮路」上264)と、待賢門院の「榮え」が白河の鍾愛によるものであることが述べられている。この他、忠実伝では、待賢門院の夫鳥羽に娘泰子を入内させようとした忠実が白河院の勘気に触れたことや待賢門院幼少時の逸話が語られ、彼女が白河鍾愛の養女

であったことが印象づけられている。

《忠実伝「宇治の川瀬」

かの御沙汰にて、その女院（＝待賢門院）も双びなくおはしましき。代々の国母におはしましければ、ことわりとは申しながら、いかばかりかは榮えさせ給ひし。幼くては、白河の院の御懐に御足さし入れて、昼も大殿ごもりたれば、殿など参らせ給ひたるも、「ここにずちなきことの侍りて、え自ら申さず」など答へてぞおはしましける。大人になり給ひても類ひなくきこえ侍りき。（上 458）

鳥羽の美福門院寵愛がそうであったのと同様、白河の待賢門院鍾愛も、白河の意思を示すために語られている。それ故に、待賢門院は、帝紀において、美福門院を母院とする帝の時代を語る下巻ではなく、後三条・白河院政を語る中巻でその伝を語られているのである。

帝紀下巻巻頭の近衛帝紀冒頭は、鳥羽の治世から語り始められ、しかもそこでは、待賢門院が庇護者である白河を喪い夫院鳥羽から「うときやう」に遇せられていた頃に、美福門院が鳥羽に入侍してきたと語られていた。それは白河と待賢門院の時代が終わり、鳥羽と美福門院の時代が始まったことを意味している。待賢門院と美福門院の語られ方からは、帝紀中巻が語るのは白河院政の時代であり、鳥羽院と美福門院の時代である帝紀下巻の時代とは区分されていることがわかるのである。

3.4. 後三条と美福門院

帝紀中巻・下巻の巻頭に語られた後三条帝紀と美福門院伝には、巻頭に置かれているという配置以外にも共通点がある。それは、両者の死の描写である。

《後三条帝紀「手向け」末尾》

下り居の帝にて、久しくもおはしまさば、いかばかりめでたくも侍るべかりしに、次の年崩れさせ給ひにし。世のくち

をしきとは申せども、位の御時よろづしたためおかせ給ひて、東宮に位譲り申させ給ひて、崩れさせ給ひぬれば、今はかくてと思ほしめしけるなるべし。ある人の夢に、異国のそこなはれたるをなほさむとて、この国をば去らせ給へると見ることも侍りけり。又嗟峨に世を遁れて籠り居たる人の夢に、楽の声空にきこえて、紫の雲たなびきたりけるを、何事ぞと尋ねければ、院の仏の御国に生まれさせ給ふと見たりけるに、院崩れさせ給ひぬと、世の中きこえけるにぞ、まさしき夢とたのみ侍りけるとなむ。（上 131）

《「虫の音」章末尾 美福門院崩御》

この世をつよく思しめしとりて、わが御身も姫宮たちも、勸めなし奉りてつとめさせ給ひしほどに、紫の雲たなびきて、居ながらこそ崩れさせ給ひけれ。かねて高野の山に忍びて御堂たてさせ給ひて、それにぞ御舍利をば送り参らせけるとなむきこえさせ給ふなる。（上 305）

後三条と美福門院は往生したと語られているのであり、紫雲のたなびく描写もよく似ている。帝紀において往生が語られるのは後三条と美福門院のみで、帝紀中巻と帝紀下巻冒頭に語られ、それぞれの時代の始まりに位置づけられた両者の崩御記事に、そのような共通した特徴があることには注目すべきである。

母后女院である美福門院は、治天君として院政をしいた上皇とは見なされていない。しかし『今鏡』においては、美福門院は鳥羽と一体化して鳥羽の意思を体現する存在として描かれており、しかも所生近衛だけでなく、後白河・二条とも母子関係を有して帝紀下巻の帝達の母として位置づけられているのである。院が帝の尊属として、主に皇嗣の選定にあたって意思決定の権限を持つのが「院政」であるという見方に立てば、美福門院の地位もまた、院政をしいた上皇達に近いもので

あったといえよう。

なお、鳥羽・美福門院・近衛と連携して、近衛帝紀にも帝との良好な関係を語られる忠通は、撰関1人に1章を充てる藤氏伝「ふちなみ」において2章を充てられる唯一の人物である。帝紀中巻巻頭に置かれた後三条と連携した師実が、藤氏伝において「近き世の関白」とされ、特に新時代の始まりとして位置づけられていたように、帝紀下巻巻頭に置かれた美福門院と連携した忠通も、やはり藤氏伝において特別な位置を占めているのである。

4. おわりに

帝紀「すべらぎ」の上中下の巻分けは、『今鏡』の時代区分を反映している。上巻が撰関期に、中巻以降が院政期に対応していることは、後三条帝紀3章の配置や叙述から明らかであった一方、中巻と下巻の時代区分については、それが撰関期と院政期のような政治形態の変化を伴わないことや、下巻巻頭の帝紀が帝ではなく母後の一代記となっているという特異性等によって、分明でないところがあった。しかし、本稿において『今鏡』における美福門院の立場を確認することで、中巻と下巻もまた「近き世」と「今の世」という『今鏡』の時代区分に対応していることが明らかとなった。

帝紀下巻の時代の母后である美福門院は、上記のような、院政期の後宮の在り方によって母后となり、女院に上った人物である。正式の後妃ではなかった彼女が近衛の母となり、后妃から女院へと上ったことは全て鳥羽の寵愛故と語られており、それは帝(院)に皇嗣を産む女性の決定権があった院政期の後宮の在り方が語られているということである。

帝紀中巻の帝達も父院によって東宮に立てられており、父院の意思によって即位した帝達ではあったものの、その生母はみな正式に入内した后妃達であったのに対し、下巻の母

后である美福門院は非公式に入侍した女房の如き地位の侍妾であった。『今鏡』が鳥羽の美福門院寵愛を繰り返し語り、彼女が夫院によって選ばれた母后であることを強く印象付けていたことは、帝紀下巻の時代の母后には相応しい叙述である。

『今鏡』の帝紀上中下巻の巻分けは、『今鏡』の時代区分によってなされており、その区分は皇位継承者決定、ひいては帝位の在り方と、母後の性質に注目してなされたものであった。

《注・参考文献》

- (1) 福田景道氏『『今鏡』に描かれる藤原道長の栄華』(『島大國文』18 1989年11月)・松園宣郎氏『今鏡研究序説』(1992年3月)等。また蔦尾和宏氏は、『『今鏡』の構造』(『国語国文』80-4 2011年4月)で「この続き」という文言に注目して、主に血筋・系譜の点から巻・章の構成を論じられた。
- (2) 『今鏡』の引用本文は海野泰男氏『今鏡全釈』上下(1982年3月・1983年7月福武書店)により一部私に傍線・注記を付した。
- (3) 河内祥輔氏『古代政治史における天皇制の論理』(増訂版)(2014年10月 吉川弘文館)
- (4) 加納重文氏『歴史物語の思想』(1992年12月 京都女子大学)
- (5) 藤氏列伝「ふちなみ」も上中下三巻構成となっているものの、「ふちなみ」下巻は撰関家傍流の大臣達を語る巻で、「すべらぎ」上中下巻の時代に対応して撰関の列伝を語るの「ふちなみ」上中巻である。
- (6) 坂本賞三氏『藤原頼通の時代』(1991年5月 平凡社)に詳しい。
- (7) 実際には、進命婦所生の頼通子女にはここで挙げられている4人以外に定綱と忠

綱があり、彼らも他家の養子とされているのだが、ここでは言及されていない。

《進命婦所生頼通子女（出生順）》

- 俊綱（1028-1094）橘俊遠養子
- 覚円（1031-1098）大僧正（天台座主）
- 定綱（1032-1098）藤原経家養子
- 藤綿忠綱（?-1084）藤原信家養子
- 藤原寛子（1036-1127）後冷泉天皇皇后
- 藤原師実（1042-1101）

ここでは俊綱の他には摂関師実、大僧正覚円、皇后寛子という高位に上った3名のみが挙げられ、彼らとの対比によって俊綱の不遇が印象づけられている。

- (8) 伴瀬明美氏「院政期における後宮の変化とその意義」（『日本史研究』402 1996年2月）
- (9) 注（1）前掲論。
- (10) 橋本義彦氏『平安の宮廷と貴族』（1996年12月 吉川弘文館）に詳しい。
- (11) 鈴木英雄氏「天皇養母考」（『中世日本の諸相』上巻 1989年4月 吉川弘文館）
- (12) 栗山圭子氏「准母立后制にみる中世前期の王家」（『日本史研究』465 2001年5月）
- (13) 待賢門院所生内親王を語る「志賀のみそぎ」章には、統子内親王が帝の准母として立后したことが語られるが、それが後白河の准母であることは明言されず、後白河が譲位後に統子を自らの准母として立后したのは特異な事例というべきだが、そのことにも触れていない。

《「志賀のみそぎ」上西門院准母立后》

保元三年二月、皇后宮に立たせ給ふ。上西門院と申すなるべし。永暦二年二月廿七日、御髪剃させ給ふときこえき。後に立たせ給ふときこえしは、帝の御母に准らへ

申させ給ふとぞきこえさせ給ふ。六条院（堀河准母郁芳門院媞子内親王）の例にや侍らむ。（下164）